

独国青財第5号
令和6年6月18日

取引停止措置通知書

東京都中央区築地五丁目5番12号
コンパスグループ・ジャパン株式会社
代表取締役社長 石田 隆嗣 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長 古川 和



下記理由により貴社を取引停止としましたので通知します。

記

1. 取引停止

取引停止措置期間：令和6年6月18日から令和6年7月17日（1か月）

2. 事実概要

コンパスグループ・ジャパン株式会社は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていた旨、令和6年5月22日付けで、公正取引委員会が公表した。

3. 取引停止措置の理由

上記の事実が、「独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項」別表第2の措置要件第3項（独占禁止法違反行為）に該当するため。

○問い合わせ先

独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室調達係
電話 03-6407-7663